

福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金交付要綱

(通則)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「法」という。)第5条の規定に基づく共同生活援助事業(以下「障がい者グループホーム」という。)における重度障がい者の受入れにかかる補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福岡市税外収入延滞金の督促及び延滞金条例(昭和32年福岡市条例第12号)、福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号)によるもののほか、必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、法の趣旨に基づき、障がい者の地域での生活基盤である障がい者グループホームにおいて、重度障がい者の受入れにかかる経費の一部を補助し、もって重度障がい者の居住の場を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「重度障がい者」とは、福岡市において共同生活援助(体験利用を除く)の支給決定を受け、かつ、福岡市内に設置された事業所の障がい者グループホームに入居する者で、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 障がい支援区分6の者

(2) 障がい支援区分4または5に該当し、かつ、重度障害者支援加算(Ⅱ)の支給決定を受けている強度行動障がいのある者

(補助対象者)

第4条 この要綱に基づき、補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。なお、補助対象者は公募により募集する。

(1) 法第36条の規定に基づき、市長から障がい者グループホームを行う者としての指定を受けた事業者、または指定を受けることが見込まれる事業者であること。

(2) 本市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)を滞納していないこと。

(3) 前条第2号に規定する者を受け入れる事業者については、重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定する場合の施設基準に適合していること。

(暴力団の排除)

第5条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 役員のうちに暴排条例第2条第2号に該当する者

(2) 役員のうちに暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助対象者に対し、役員の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助対象事業)

第6条 補助金の交付対象となる事業は、障がい者グループホームにおいて重度障がい者の受入れ

を行う事業（以下「補助事業」という。）とする。

（補助対象経費）

第7条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるところによる。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、補助対象経費のうち、予算の範囲内において、別表の定めにより算出された額を上限として、市長が定めるものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、事業実施年度の4月末日又は補助事業を開始した月の末日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

- （1）福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金交付申請書（様式1）
- （2）事業計画書及び収支計画書（様式2）
- （3）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類及び事業所運営状況の審査により、補助金の交付の適否を決定するものとする。但し、期限を定めた書類補正の指示に応じないときは、市長は一件書類を不受理として申請事業者へ返戻することができる。

2 市長は、補助金を交付することと決定したときは、福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金交付決定通知書（様式3）により、補助金を交付しないことと決定したときは、福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金不交付決定通知書（様式4）により、申請事業者へ通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第11条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1）福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助事業実績報告書（様式5）
- （2）事業報告書及び収支報告書（様式6）
- （3）重度障がい者受入れ状況一覧（様式7）
- （4）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合は、審査のうえ交付すべき補助金の額を確定し、福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金確定通知書（様式8）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消等）

第13条 市長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- （1）補助金を他の用途に使用したとき。
- （2）補助金の交付、事業所の指定や運営等に関して不正、怠慢、その他不適切な行為があったとき。
- （3）障がい者グループホームの指定を取り消されたとき。

- (4) 障がい者グループホームを廃止したとき。
- (5) 福岡市補助金交付規則又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し、当該補助対象者に対して福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式 9）により通知するとともに、既に支給された補助金があるときはその返還を命じるものとする。

（加算金等）

第 14 条 補助対象者は前条第 2 項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、加算金の金額が 10 円未満であるときは、この限りではない。

2 補助対象者が、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例の規定により計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（施行の細目）

第 15 条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（期間）

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（期間）

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（期間）

この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表

区分	補助額	補助対象経費
事業費	1 補助基準額 重度障がい者1人あたり 年額 802 千円 2 補助額 補助基準額に、年間平均入居者数（当該年度の各月初日において現に入居する重度障がい者の人数の平均）を乗じた額を補助額とし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。	生活支援員等の配置に係る人件費

(様式1)

福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

福岡市長様

法人所在地
法人名称
法人代表者名

年度福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助事業について、福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金の交付を受けたいので、必要書類を添えて次のとおり申請いたします。

なお、申請人は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したとき（申請人が法人である場合、当該法人の役員が暴力団員に該当したときを含む。）は、市がこの補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

記

- 1 共同生活住居名称と所在地
別紙「事業計画書及び収支計画書」に記載のとおり
- 2 交付を受けようとする補助金の額
円
- 3 補助事業の目的及び内容
障害者総合支援法第5条に規定する共同生活援助事業における重度障がい者の受入れ
- 4 添付書類
(1) 事業計画書及び収支計画書（様式2）
(2) 法人定款及び役員名簿（役職名・氏名・フリガナ・性別・生年月日が記載されたもの）
(3) その他必要書類
- 5 概算払いを受けたい場合はその理由

(様式2)

事業計画書及び収支計画書

1 補助対象事業：福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助事業

2 事業計画

(1) 重度障がい者を受け入れるグループホーム

住居の名称	所在地	開設年月日

(2) 運営法人

名 称：

所 在 地：

代表者氏名：

事業所名：

※支援区分4・5の障がい者を受け入れる場合にあっては、別途「重度障害者支援加算(Ⅱ)」の届出が必要

(3) 重度障がい者の年間受入れ予定人数：（ ）人

※受給者証の写しを添付すること

氏 名	受給者番号	支援区分	入居年月日

※支援区分4・5の障がい者については「重度障害者支援加算(Ⅱ)」の支給決定を受けた者に限る

(4) 生活支援員

氏 名	住 所	備 考

3 収支計画 ※項目は例示。別紙添付も可。

歳 入		歳 出	
項目	予算額	項目	予算額
補助金		人件費	
介護給付費受入れ額		食材費、光熱水費	
利用者徴収額		事業所賃借費	
その他		事務費	
		その他	
歳入合計		歳出合計	

(様式3)

福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

印

年 月 日付をもって申請のありました 年度福岡市重度障がい者
グループホーム運営費補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので
通知します。

記

- 1 補助事業名 福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助事業
(事業所名) ()
- 2 補助金額 円
- 3 交付予定時期
- 4 補助条件
 - (1) 補助事業の内容、執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、または廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期間は、この決定通知書受領の日から30日以内とする。
 - (5) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

(様式4)

福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

印

年 月 日付をもって申請のありました 年度福岡市重度障がい者
グループホーム運営費補助金について、福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助
金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり不交付することに決定しましたの
で、同条第2項に基づき通知します。

記

不交付決定の理由

(様式5)

福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助事業実績報告書

年 月 日

福岡市長様

法人所在地
法人名称
法人代表者名

年 月 日付 第 号により補助金交付の決定を受けました
年度福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助事業の実績について、必要書類
を添えて次のとおり報告いたします。

記

- 1 補助事業名 福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助事業
(事業所名) ()
- 2 補助事業の実施期間
- 3 補助事業実施状況
 - (1) 事業報告書及び収支報告書(様式6)
 - (2) 重度障がい者受入れ状況一覧(様式7)
 - (3) その他必要書類
- 4 補助金の交付決定額等
 - (1) 補助金の交付決定額 円
 - (2) 補助金の既交付額 円
 - (3) 補助金の精算額 円

(様式6)

事業報告書及び収支報告書

1 補助対象事業：福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助事業

2 事業報告

(1) 重度障がい者を受け入れるグループホーム

住居の名称	所在地	開設年月日

(2) 運営法人

名 称：

所 在 地：

代 表 者 氏 名：

事 業 所 名：

(3) 重度障がい者の年間受入れ実績：（ ）人

※詳細は「 年度 重度障がい者受入れ状況一覧」（様式7）のとおり

(4) 生活支援員

氏 名	住 所	備 考

3 収支報告 ※項目は例示。別紙添付も可。

歳 入		歳 出	
項目	決算額	項目	決算額
補助金		人件費	
介護給付費受入れ額		食材費、光熱水費	
利用者徴収額		事業所賃借費	
その他		事務費	
		その他	
歳入合計		歳出合計	

(様式7)

年度 重度障がい者受入れ状況一覧

1. 重度障がい者一覧

氏 名	受給者証番号	支援区分	入居年月日	退去年月日

2. 受入れ実績

	入居者数	備 考
4 月		
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		
10 月		
11 月		
12 月		
1 月		
2 月		
3 月		
合計		
年間平均入居者数 (合計/12)	(____.) 人	

※各月 1 日時点の入居実績を記入すること。月の途中で入居・退去があった場合は、翌月分から反映させること。

※年度途中で新たに補助対象事業者となった場合は、その月から実績を記入すること。

※年間平均入居者数は、小数点第 3 位以下を四捨五入すること。

3. 補助金額

年間平均人数 (____.) 人 × 802,000 円 = _____円

※千円未満切り捨て

(様式8)

福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

印

年 月 日付の事業実績報告書により、 年度福岡市重度障がい者
グループホーム運営費補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助事業
(事業所名) ()
- 2 補助金の確定金額 円
- 3 補助条件 福岡市補助金交付規則の規定を遵守すること。

(様式9)

福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金
交付決定取消通知書兼返還命令書第 号
年 月 日

様

福岡市長

印

福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金交付要綱第13条第1項の規定により、
年 月 日付 第 号福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金交付決定
通知書の交付決定を取り消し、下記のとおり返還を命じます。

記

返還すべき金額 _____ 円

返 還 期 限 _____ 年 月 日

返還を命ずる理由 _____